

山武市 公民館利用 の手引き

公民館を利用するための手順等を記載しています。

詳細については、各公民館にお問い合わせ願います。



「山武市公民館利用の手引き」

「公民館とは」

山武市の公民館は、社会教育法に基づいて設置され、「山武市公民館条例」及び「山武市教育委員会が管理する公民館等施設の管理に関する規則」で運営管理が定められている地域の生涯学習や社会教育の拠点となる施設です。

市民の皆様に、生活に即した教育や学術、文化に関する事業を行い、教養の向上、健康増進を図り、芸術文化の振興と社会福祉の増進に寄与することを目的として運営しています。

これらの目的のために、公民館では「学びの場」「集いの場」「交流の場」を提供しています。また、「仲間づくり」「地域振興」等を目的とする自主的なグループ活動(学習活動・文化活動・レクリエーション活動・スポーツ活動)を支援するために施設の貸し出しを行っています。

どうぞお気軽にご利用ください。

この手引きは、公民館施設の利用条件や団体登録の手続きについて、ご理解いただくために作成したものです。

「公民館の利用の仕方」

I 仮予約から施設利用まで

仮予約	「II①仮予約の方法」により、仮予約してください。
申請手続き	「II②申請手続き」により、利用当日までに使用許可申請の提出と使用料の納入をお願いします。
施設利用	利用者は、公民館使用許可書、消毒用備品を受け取って利用ください。利用後は、机、椅子等を利用前の状況に戻し、消毒用備品をご返却ください。

II①仮予約の方法

公民館の空き状況の照会、仮予約、予約取り消しは、電話と窓口で行うことができます。公共施設予約システムからは、照会のみを行えます。

方法	受付日・時間
電話	<受付日>公民館閉所日を除き、利用する日の3か月前から利用当日まで(市内居住者・勤務者、市内所在企業)
窓口	市外対象者は2か月前から利用当日まで <受付時間> 午前8時30分～午後5時まで

Ⅱ ②申請手続き

利用の当日までに、「公民館使用申請書」に必要事項を記入の上、公民館の開庁日に窓口へ申請書をご提出頂き、使用料のお支払いをお願いいたします。

減免対象の利用団体については、減免申請書を併せてご提出下さい。

Ⅱ ③団体登録手続き

継続的にご利用をされる場合には、「山武市公共施設予約システム利用者登録申請書」並びに「山武市公共施設予約システム団体登録構成員名簿」の提出をお願いいたします。

Ⅲ 利用上の注意

- ・公民館はセルフサービスになります。使用後には整理整頓をお願いします。
- ・非常時には、公民館職員の指示に従って行動してください。
- ・利用時間(準備・後片付け含む)は順守してください。
- ・許可を受けた目的以外の使用はしないでください。
- ・貴重品は、利用者が管理してください。
- ・利用にあたって出たゴミはお持ち帰りください。
- ・施設、設備の破損があった場合は、速やかに職員へお申し出ください。
- ・市の緊急用務、災害時には、利用許可を取り消す場合があります。

Ⅳ 利用の制限、禁止事項(以下に該当する場合は利用ができません)

- ・営利・宣伝を目的とする利用
- ・就職試験・面接会場としての利用
- ・政治的中立に抵触する利用
- ・宗教的中立に抵触する利用
- ・利用許可の譲渡、又貸
- ・飲酒・喫煙行為
- ・酒気を帯びたものの利用
- ・ペット同伴での利用
- ・その他法令で禁止されている行為、公民館の目的に反する行為、管理運営に支障がある行為

詳細については、山武市公民館貸館基準をご参照ください。

Ⅴ 利用料の減免について

① 利用料が全額免除される場合

- ・山武市又は教育委員会が主催、共催する場合

- ・山武市が加入している事務組合又は県が市民を対象として利用する場合
- ・山武市内の次の社会教育団体が利用する場合
 - ア. 芸術文化協会
 - イ. スポーツ協会
 - ウ. PTA 連絡協議会
 - エ. 少年スポーツクラブ連合会
 - オ. 青少年育成市民会議
 - カ. 子ども会育成連絡協議会
 - キ. 青少年相談員連絡協議会
 - ク. 郷土芸能保存団体連絡協議会
- ・山武市内の小中学校等が課外活動として利用する場合
- ・山武市内の高等学校が課外活動として利用するために学校長から申請がある場合
- ・山武市の社会福祉協議会、シルバー人材センター、ゴールドクラブが使用する場合
- ・公民館事業の講座から引き続き、10人以上の団体に活動に使用する場合(免除期間は2年間)
- ・山武市内の自治会が会議等で利用する場合
- ・山武市内に在住又は勤務する者で、身体・知的・精神の障害者手帳を所持している者及び介護者が個人で利用する場合
- ・災害等のやむを得ない事態のために利用する場合
- ② 利用料の一部が免除される場合
 - ・山武市に在住する中学生以下の児童が10人以上で構成する団体が利用する場合(3/4 減免)
 - ・山武市内の NPO 法人が利用する場合(1/2減免)
 - ・山武市内の高等学校が利用する場合(1/2減免)
 - ・山武市内在住の高齢者の団体(5人以上で65歳以上の者が半数以上のもの)が利用する場合(1/2 減免)
 - ・山武市内に在住又は勤務する者で、身体・知的・精神の障害者手帳を所持している者及び介護者が過半数を占める団体が利用する場合(1/2 減免)
 - ・その他、教育委員会が減免を必要と認める場合に減免の割合を含めて、減免を行うことができる